

防火及び消火に係る IACS 統一解釈に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正理由

SOLAS 条約の防火及び消火要件及び火災安全設備コード (FSS コード) に関し、IACS は必要に応じて各種統一解釈 (UI) を採択し、本会はこれらを本会規則に取入れている。

IACS は長期間改定の行われていない UI について、現行の条約及びコードとの整合性の担保を主な目的として総合的な見直しを行った。具体的には、防火及び消火に係る SOLAS 条約及び FSS コードに規定される規則に対する、以下の UI SC61, SC86, SC125 及び SC147 を総合的に見直した。

SC61: 固定式甲板泡装置に使用されるポンプ及び消火主管に対する解釈

SC86: ロールオン・ロールオフ区域の取り扱いに係る解釈

SC125: 不燃性の芯材と可燃性の化粧張りで構成される防火仕切りに係る解釈

SC147: 防火扉と兼用される水密戸に対する解釈

その結果、UI SC61 及び UI SC86 は最新の条約及びコードの規定として取入れ済みであることから、当該 UI の廃止が合意された。また、UI SC125 及び UI SC147 については、最新の IMO 決議等を参照するよう改正すること等が合意された。

このため、これらの合意に基づき IACS 内で UI の制定改廃が採択されたことから、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 固定式甲板泡装置に使用されるポンプ及び消火主管に関する、FSS コード 14 章 2.1.3 に対する UI SC61 に基づく規定を削除した。
- (2) SOLAS 条約第 II-2 章第 19 規則の適用上、ロールオン・ロールオフ区域の内、暴露甲板として扱う区域に関する UI SC86 に基づく規定を削除した。
- (3) SOLAS 条約第 II-2 章第 3.4 規則及び第 3.10 規則に対して、不燃性の芯材と可燃性の化粧張りで構成される防火仕切りの取り扱いを明確にした、UI SC125(Rev.3) に基づく規定を規則 R 編に規定した。
- (4) SOLAS 条約第 II-1 章第 16 規則に基づいて設置される水密戸の内、防火扉としても使用される水密戸に関する UI SC147(Rev.2) に基づく規定を規則 R 編に規定した。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

19 章 危険物の運送

19.2 総則

19.2.2 を次のように改める。

19.2.2 貨物区域の種類による適用*

次の貨物区域の分類に従って、表 **R19.1** を適用する。また、(7)のばら積貨物区域に対しては、表 **R19.1** に代えて表 **R19.2** を適用する。

- (1) 暴露甲板貨物区域 (以下の(2)から(6)に該当する区域を含む。)
(2)から(7)は省略

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

R3 定義

R3.2 定義

R3.2.4 として次の 1 条を加える。

R3.2.4 「B」級仕切り

不燃性の芯材と可燃性の化粧張りで構成される仕切りは, 次の(1)から(3)の要件を満足することを条件として, 「B」級仕切りとして使用することができる。

- (1) 不燃性の芯材が火災試験方法コード附属書 1, 第 1 部に従って試験されていること。
- (2) 「B」級仕切りが火災試験方法コード附属書 1, 第 3 部に従って試験されていること。
- (3) 化粧張りが火災試験方法コード附属書 1, 第 5 部及び附属書 1, 第 2 部 (該当する場合) に従って試験されていること。

R3.2.10 として次の 1 条を加える。

R3.2.10 「C」級仕切り

不燃性の芯材と可燃性の化粧張りで構成される仕切りは, 次の(1)及び(2)の要件を満足することを条件として, 「C」級仕切りとして使用することができる。

- (1) 不燃性の芯材が火災試験方法コード附属書 1, 第 1 部に従って試験されていること。
- (2) 化粧張りが火災試験方法コード附属書 1, 第 5 部及び附属書 1, 第 2 部 (該当する場合) に従って試験されていること。

R10 消火

R10.8 貨物タンクの保護

R10.8.1 固定式甲板泡装置

-1.を次のように改める。

-1. 規則 R 編 10.8.1 の適用上、固定式甲板泡装置に使用するポンプは、主消火ポンプ又は非常用消火ポンプと兼用して差し支えない。ただし、このポンプは、甲板泡装置と通常の射水に対して要求される量の水を同時に供給できるものとする。また、~~共通の管装置により給水する場合、モニターの使用に必要な圧力において、通常の射水が一人の人間により安全に行えることを実証すること。~~

R19 危険物の運送

R19.2 総則

R19.2.2 を次のように改める。

R19.2.2 貨物区域の種類による適用

~~1. 規則 R 編 19.2.2 の適用上、ロールオン・ロールオフ区域であって当該区域の上方並びに前端及び後端が完全に開放しているものについては、暴露甲板貨物区域とする。~~

~~2. 規則 R 編 19.2.2(3)でいう「コンテナ貨物区域」とは、コンテナの積載のためのセルガイドを有する貨物区域をいう。~~

~~3. 規則 R 編 19.2.2 の適用上、車両積載区域は、規則 R 編 19.2.2(4)又は(5)に規定するロールオン・ロールオフ区域とする。~~

~~4. 規則 R 編 19.2.2(7)について適用する要件は、IMSBC Code の Group B に掲げる貨物 (MHB に該当する貨物を除く。) の運送に対するもので、その他の固体ばら積み危険物の運送については、関係主管庁の指示によること。~~

R29 固定式火災探知警報装置

R29.2 工学的仕様

R29.2.1 を次のように改める。

R29.2.1 総則

-1. 規則 R 編 29.2.1-2.(4)の適用上, 規則 C 編 13.3.3 に従って設置される水密戸であつて防火扉としても使用される水密戸は, 火災を検知した際に自動閉鎖しないものであること。

-2. 規則 R 編 29.2.1-5.の適用上, “*General Requirements for Electromagnetic Compatibility for All Electrical and Electronic Equipment*” (決議 A.813(19))を参照すること。